

# 田辺藩の大工仲間

瀬戸美秋

(一、はじめに)

田辺藩時代の大工仲間について昨夏、建築組合長であった獅子建設の小幡社長から組合誌の取まとめを依頼され、組合に保存されていた古文書類を拝見させて頂いた。江戸時代だけならということでお引受けしたが、その後引士時代の代々作事棟梁だった瀬尾家の古文書、村上家の古文書等を見せてもらい、また小幡社長が資料を刻明にノートに記入されたまた古老の座談会に出席させて頂いた。大工の方々が熱心に組合誌を希望されていることを感知して、素人で浅学ではあるが一応全誌をお受けすることにし余暇をみては調査しているが、なかなか思うにまかせず、原稿完成が延引して組合のみなさんにごめいわくをおかけしている。

ここで江戸時代田辺藩の大工仲間についてほんの一部であるが知り得たことを紹介してみたい。なおこの種の資料として次のものを

- 参考にした。
- 引士瀬尾家文書
    - (1) 御用日記付諸色心覚控帳 瀬尾吉兵衛 寛政六年〜明治八年
    - (2) 御用町用並自分日記 瀬尾吉右衛門 文久二年
    - (3) 御用絵図面御屋敷御長屋積り諸品寸法控帳 嘉永五年 瀬尾性尹久
  - 建築組合所有文書
    - (1) 諸事記録 明治維新〜昭和十九年
    - (2) 仲間規定書 安政五年五月
    - (3) 町在大工軒別不審附並願書写御目見出世控 安政二年二月
    - (4) 定目 安政二年 東西大工一件
    - (5) 聖徳太子御講帳 天明七年 左官仲間
    - (6) 年行司帳 天保十四年から
  - その他
    - 平野屋町有文書 谷口房治氏所有文書
    - 近世職人史話 遠藤元男著

以上の他に一枚もの十数通がある。

(二、仲間の組織)

江戸時代の大工が中世の座衆からギルド的な仲間の結成に自然と発展するのであるが、一人大工のみならず諸職人も同様『仲間』を結成し、それぞれの仲間の結束によって技術と生活を守るのである。これは藩に冥加金(みよがきん)を出し、お互いの利益を守り、独占営業権を強化するのである。幕府は明暦三年(一六五七)商工人の組合結成を厳禁しているが、これは大工、左官、屋根職、石切、畳屋などが仲間を作って手間料を高値に申し合わせるため、その後もたびたびこの種の布告がなされたが、仲間の結成は自然と行われ、組織で社会を乗り切り、自分たちの職と生活を守ろうとするのは当然であり、仲間にしたがって極めて排他的であるが、このことは封建社会の通有性のものである。例えば田辺藩城下町では、他領からの養子、嫁の縁組及び他領からの在町への居住については、極めて排他的で身元が徹底的にあらわれてからでないとい町年寄では簡単に受入れなかったのである。

さて仲間の結成を禁じた幕府もまた諸大名にしても御用大工や諸種の職人を扶持を与え

て召抱えていたのである。元禄十二年(一六九九)幕府も各職人は、それぞれ数人の肝煎をおくことを命じたり、月行事(享保六年(一七二一))を定めるよう命ずるようになった。さて前置きが長くなったが田辺藩の場合の大工仲間の発生はわからない。今のところ明和三年(一七六六)頃からの文書が一番古く作事棟梁の名と町の大工の数が明記してある。作事棟梁は本町の茂右衛門で、上大工が三十六人、中大工四人、下大工六人、不明一人計四七人の名が記してある。(御勘定留書||原正知記)

上・中・下の区別は、大工経験年数、技術によるもののように、作料もこれに従い差があった。これらは当時の仲間の定法により決められていたと思われるが史料が見当らない。ところが三八年後の文化年間に入ると上中下の差は有名無実となっていたようで文化元年(一八〇四)六月の郡方から在大工に対する触書きの中に一般の町大工にふれて、

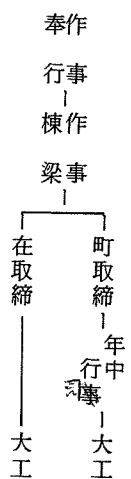
『一、躰上中下と相分り候定法候処近頃者何方之免を以致候とも無之形ニ相聞候已来免を不請者へ大工職差留候』

といっている。需給の不均衡からこうなってきたのか、仲間の定法は漸次商業

資本による圧迫が加わり、現実にはそぐわなくなってきたようだ。

なお安政年間の町大工名簿には、この上中の格付けは見当らないが、文久四年(一八六四)の賃金値上げ申請には、上大工四四五分、中、下はこれに準ずるとあるからやはり格付けはされていたようだ。

さて作事奉行の監督のもとに作事棟梁が藩からの御用を受け、また仲間の統率者であり苗字帯刀を許されている身分で、明和年間は一一人制、文政年間は一二人制、嘉永七年には『御思召有而棟梁一人ニ相成』った。しかし慶応四年七月には再び二人制になっている。



さて次に取締が棟梁の補佐役として存在し文政年中には町には四人制であり、安政三年三月(一八五六)には、橋東三人、橋西四人計七人制となった。この理由は仲間規定も増え何かと行届きかねるとしている。

在の取締は、東西それぞれ六人制であった。これは安政二年二月現在で人員の増減はわからない。

取締の仕事は、各受持区域の仲間の取締を行い、特に無株の大工仕事の取締は厳重で、その他仲間の伴成長届、養子願、離縁、休業中絶、改名、名跡等の各願書を受け付け、紛争を処理した。

次に年中行事は、これも何時頃からあったのか不明だが天保十四年(一八四三)の『年行司帳』で知ることができ、この時は七人制で、翌年弘化元年には十人制、弘化四年には六人、嘉永四年には八人と定数がない。受持区域は、嘉永五年(一八五二)現在、

- 上組(引士、引士新、朝代) 三人
- 中組(堀上、寺内、新町、紺屋、西町) 三人
- 東組(本町、平野屋、丹波) 二人

以上三組に分けられ、それぞれの組の雑事を受持った。なお在については年中行事役はなかったと思われる。

なおここで大工の数について簡単に紹介しておきたい。史料は先述した明和三年現在で町大工は四七人とあり、文政年中同じく七四人、嘉永六年五三人を数えた。在大工は嘉永六年現在で東区域が三一人、西区域が二九人となっている。

そうすると嘉永六年には町在合わせて一

七人が稼いでいたことになる。その後の推移は不明である。

なお大工が一番多く居住する町は、引土一人で本町一〇人がこれに次いでいる。

(四、百姓の大工職規制)

先祖から大工職が原則として子孫に受継がれ、仲間の結束により保護されている町大工では、田辺藩という狭い領域での特権職人であるため、仲間の利害、経済的な関係から素人大工、桶屋、百姓などが大工職を行うことを極度に排斥した。殊に他領の大工が領内で仕事をすることを嚴重に取締っている。

百姓については、封建経済のもとでは米作りが唯一の正業であって手工労働や手工業者になることはタブーであった。もとより百姓が大工職に限らず農耕以外に手を出すことは封建制度を崩すことになり、当然規制がなされるのである。

百姓が大工職を行った例として享和三年正月二十六日(一八〇三)の禁令に、田辺領主から幕府に対し『百姓大工之業致シ候ニ付間合並挨拶』として『佐渡守領分田辺ニ而前々より百姓共灰小屋又ハ雪隠等自分ニ而拵来候処近来ハ家又ハ堂塔建立候ニ付城下町ニ罷在候大工棟梁より差留候得共不相用棟梁共差図

を不受限ニ大工職致し候儀領主より差留候儀不苦儀ニ御座候哉』(徳川禁令考第五巻)

ということとお伺いをたて、取締っているがこの文でわかるように農村には既に在大工がいて活躍していたことを物語っていると思う。農民は相互扶助、自給自足の生活を立前として

いるから自分の住居、雪隠、灰小屋ぐらいは当然自分たちで近隣の手を借りて建てていよう。在大工もこの時はまだ百姓の中で器用な者が大工仕事を行う程度にしか認識されていないが、その百姓共がいつ頃から家を建て、寺社普請までやっていたのようになった。百姓の片手間からはば專業化していたように思える。職文化の達しは專業の在大工の存在を認めたが、現に大工職を行っている者限りという厳しい規制であった。

一、在大工江御郡方ニ而御達シ之次第左之通

大工之儀者職人ニ候得者在家ニ打交リ有間敷者ニハ候得共前々より致来候事今更差留候而ハ渡世難儀可相成候代々致来候分ハ随分家業大切ニ可相助先達而も相達候通り万端棟梁之差図ヲ以可相持一躰上中下と相分り候定法ニ候処近頃者何方之免を以致候とも無之形ニ相聞候已来免を

間苗跡仕度……(安政二年正月)

或はまた西町播磨屋市兵衛の伴林蔵は、

從堂ノ奥村市良兵衛ト申者大工棟梁受蒙御免罷在候処去ル九月死去仕空株ニ相成

候然ル此度中田村喜左衛門ト申者元大山村大工吉右衛門弟ニ而職業手ニ入有之

候得共他家相続ニ候故無株ニ而者仍思ニ不任候ニ付右林蔵株讓與候様依願市兵衛

方ニ茂差当リ不用之品ニ候故讓度趣取締方ハ願出候間右讓替御許容成被下置候様

偏ニ奉願上候 (慶応三年十一月)

というところで棟梁が証明して作事奉行所へ届出ている。

ついでに紹介しておく規制は百姓ばかりでなく先述したとおり無鑑札の素人大工に対しても仕事をしている現場をみつけれられると即刻大工道具一切を取り上げられたのである。その一例として

此度大工職ニ紛敷義相仿候ニ付御仲間より預御差留ニ道具等御取上被成候段重々恐入候然ル所御仲間衆之仍御憐愍ニ御免蒙道具不殘御戻し被下万々難有仕合ニ奉存候向後紛敷事相仿申間敷候為後日一札仍如件

このように一札を入れて詫げ、道具を返して

もらった。

(五、仲間の規定)

在大工取締りの際に作事奉行所の命令により棟梁から提出した規定の内容は次のとおりで、従来の町大工の規定と考えられ、田辺藩で知りうる最初の史料であり、文化元甲子年六月のものである。

寺社普請之義ハ前々仕来無之者ハ一切相成不申候事且先祖之棟札有之候処江外 堅ク入込申間舖事或者其家断絶いたし若其家統之者たり共先方々頼来り候ハ棟梁江相届ケ差図ヲ受可申事若寺社及破□ニ普請等も中絶いたし新規同様ニ而古来之棟札も不分明成普請是亦棟梁之差図ヲ請可申事

但他所大工棟札之建物建替之節頼来候とも是亦同様棟梁之差図ヲ請可申事

先祖から寺社でも名家でも出入りが続いていることは、その大工の誇りであり、年末年始の挨拶は欠くことがなく、またちよとした手伝仕事も頼まれ親方子方のような関係が生まれてくるのである。従って右は先祖からの棟札のあるところへは他大工は決して入らなかつた。例えその家が断絶し、後でその血筋の者が頼んできても棟梁の指示を仰ぐなど勝手

不請者ハ大工職差留候在大工之儀ハ右之訳合有之間弟子取又者株之讓替等決而不相成候自然断絶致候或ハ物好ニて一代大工相止メ候ハ、其故ニ候共後々大工職不相成候且又当時一代大工ハ其者限ニ而子孫可為無用

以上のことが在大工に申し聞かされ、以後町大工同様に棟梁の指図に従うよう命令された在大工は止めさせぬ代りに弟子取り厳禁、株の譲替えもできず、その者一代限り、前にやっていたからという理由で子孫がやることも厳禁、全くその者が一代で断絶するように規制した。

このようにして在家に打交リ有間敷大工職を自然と一掃しようとしたが果して理想通りになったかどうか、在大工が一代限りで終ることは生活維持の上から困難であろうし、町大工同様の規定を守らせ大工仲間に入らせ株を持たせているからは自然と町と在相互の株の譲渡、苗跡、養子等の跡目相続が行われるようになり黙認せざるを得なくなつたのであろう。

堀上町九兵衛先年死去仕差当養子も無御座候ニ付一先取仕舞申候此度布敷村清右衛門ト申者大工職心掛之者御座候

には入らなかつた。

同職之外ハ弟子取候事ハ堅ク相成不申候事

同職より養子いたし若離縁之届ケ申出候ハ、年行事吟味之上養子不法之筋有之候ハ、棟梁江届置仲間一統之者ニ附合不申候事

外商売より養子いたし離縁の節は職分差留縁切可申候事

養子は同職であろうと外商売からであろうとかまわれないが、一たん離縁になると同職から来ている養子に不都合があると今後一切仲間と付合ってもらえない。外商売から養子に来て大工職を行っている場合には大工職取上げて離縁になる。仲間の結束は誠に強く、殊に他所大工の入込みは狭い領域では自分たちの生活権にかかわり一大事であり断じてはねのけた。また普請も自分の請合いにせず棟梁の差図を受けることになっている。

以上が文化元年の規定であつて、後安政二年、同五年になると規定の上でいろんな変化が見られる。今右の規定の改正点、追加になつた点などを列挙してみると、  
一 神社仏閣古棟札有之候所者勿論在町共得意先と定り候処江外々々以手筋新規

ニ入込候事

附リ先方之依了簡出入之者ヲ捨置普請普請入札ニ相成候節者右出入之者江一応掛合之上入札可致事

一 他所大工或者桶屋素人指物屋之類建物請合取掛り候様子風聞ニ而茂承候得者聞札シ早速取締方江可届出事

附リ為大工職者右様之者ニ付合候義者兼而不相成事一統承知之義ニ者候得共中ニ者心得違之者茂有之候哉ニ相聞へ候向後右様之沙汰無之様可相心得事

一 当主死去並ニ養子又ハ離縁休業中絶改名或者苗跡右様之願早速以取締可届出事

以上が安政二年改正の点で、附りは安政二年ではすべて一つの条文であったが安政五年に附りに改めている。

附リ男子捨才ニ相成候へ、名揃ヲ以テ取締方江可届出事

まず注目すべきは古棟札のある出入りの者を捨置いて一応割込みが出来るようになった。もとより古出入の者へ礼を尽して入込むのであるが、結局のところ需要側が家の新築、修繕等を行うときは、従来の上り下りである家

の棟札にかかっている出入大工に限られていることから、その大工の技術的な不満や絶家もあつたり、急場の需要にも出入大工の手空きをまつことになり、勢い不便を感じ、素人大工、桶屋職他所大工の出入りにつながるからであろう。事実この安政二年の追加改正点には、右の仲間以外の大工が活躍しはじめたことを如実に物語っているのである。もとより需要の増大にもかかわらず大工職人の不足もあつたことであろう。大工の株数を自由に増減しなかつたことにもよる。

次に安政五年追加された点は、主として仲間内の関係である。

一 別家と云立他家相統ニ参り職業行義者決而不相成事

一 男子有之処外職より致養子其後為致別家候義者決而不相成事但シ実子幼年ニ而苗跡六ヶ敷節者取締方江届出相談之上可致養子事

一 空株讓請候者者人限り親兄弟たり共決而不相成候尤子孫ニ至り何人ニ而茂差構無之事

一 寺且致別家候者若其後同職江養子ニ来り候へ、其跡絶切之事  
脇道にそれることは決して許されなかつたの

出被仰付候節無遅刻出勤可仕候……

と述べ、また安政五年仲間から作料の値上げを申請したが、藩から

前達而作料御増願出之処御連上速茂無之職業ニ候得者先是迄通ニ而御用出精ニ相勤可申候……

とて聞入れられず当座の思召として一人に三分宛酒代を下げ渡している。この文で見る通り大工は藩に対して連上金は納めていない。労力が唯一の運上であつたようだ。

また軍事御用とあるが、幕末外国船の渡来に怯えた沿海の各藩はすべて同様であつたが、海岸警備が嚴重を極めるようになり、田辺藩でも白杉その他島崎等に台場を築き銅を供出させて大砲を引土で鋳るなど、大工はその鋳型をとる際の雑事を手伝わされたのである。その外陣屋の建築、訓練の参加もあつたようになかなか多忙だつたようだ。

その他軍事以外に城内の家屋修繕改築、高札場の改築、橋梁の掛かえ、藩の年中行事に使用する諸入箱、道具類で例えば二月上旬には水こんにゃく三百枚入、蒸がれい百入箱、四月下旬鱗刺小鯛百入筥、六月下旬御新米箱壹俵入、盆には白張提灯、花筒等、十一月には簞入箱七十本入、罎箱四本入等(その他省

略)が年中決まつた御用である。

その他大工の江戸行がある。田辺藩の江戸屋敷が嘉永武鑑をみると江戸橋向いに見えるが再三、再四火災に会い類焼しているが例えば幕末では文政十二年六月、天保三年四月、文久二年等は何れも類焼で、この再建のためには田辺からはるばる江戸まで大工をはじめ瓦師、石工、左官など三十数人が大挙して船で江戸へ行く場合とか、小建築であれば数人が連れ立って東海道を下つていった。期間は四カ月から六カ月ぐらいかつた。

(大工の気質と労働)

大工は他の職と違って相当年季を入れなくては一人前の大工になれない。おのずから己の職に誇りをもつようになる。朝夕わが祖神である手置帆負神(たおきほいのかみ)彦狭知命(ひこさしりのみこと)それに聖徳太子を祭り、年一回祖神祭を一月五日に朝代神社で行い(現在は五月十五日)太子講は四月下旬円隆寺で開く。祖神はいつ頃から祭られるようになったのか不明だが手元の文書では文政五年の祖神講の記事が見える。太子講の方は大工が祭り出したのは記録としては明治二十七年頃からとなっている。

梅の花の香は百年の春を得ても香ひ替ら

である。

その外明治維新に際し、商法会所へ提出した大工職仲間の従来の上り報告で補うと、……中年ヨリ習受候而者なか／＼難相成儀ニ御座候若嫡子万一の儀御座候節二男ニ而相立候様幼少之時ヨリ教置申合ニ御座候ニ付二男之儀者御願申相付仕候末々之者を休業株等讓受職業相付可仕候

跡取りに万全の策を講じ、大工職人として跡が絶えることは家の恥とされていたようだ。且又惣領ニ女子ニ而見合敷養子仕候次ニ男子出生仕候共職業不為致候若又男子少年ニ而親共年老難淡ニ候者へ取締へ申出其意ニ応養子可致候……

長男の嫁に生れた男子でないと大工職は継がさないとということになる。女子の惣領では間接的ということでも世襲の資格が与えられない。

(大工、藩との関係)  
さて田辺藩の大工職について、すべてをこの稿で語りつくせそうにもないので断片的になるが、主な点を記して終りたい。

まず藩との関係については、先にも触れたとおり大工仲間は藩の御用大工として、諸事記録の一節に、

御作事所御用之儀へ勿論軍事御用ニ而他

ずにや自の職業へ正直を本として日夜ニ心を砕き規矩をもて堂塔伽藍家計を営ミ雨露のなんを凌ぐ大切な職なる故聊も商ひの道に心を用ひず職業を専ニ守る時は子孫繁昌にして家名長久の香ひ替らざる事□にあらずとなん

代々受継がれてきた仲間の諸事記録の冒頭に記された一文だが、商の道に心を用いず職業を専一に守る時は子孫繁栄、家名長久であると説き、大工としての誇りをもつことを教えているのである。

大工は朝は六ツ半(午前七時)には職場に出かけ、種々の準備を行い五ツ(午前八時)には仕事を始め、正午までに二回の休けい(一回約十八分)があり、昼休みは一時間で九ツ半(午後一時)に仕事にかかり、七ツ時(午後四時)までに一回の休けいがあつて仕事が終わる、午後六時には(それまでに約十分たらずの休けいをとる)家に帰ることになる。大体実働七時間だが朝の準備、夕方の片付けの時間を入れれば十時間労働になる。(これは慶応四年七月仲間が御作事所の仕事を行つた時の時間表である)

明治の頃は、朝早く出かけ夜は暗くなるまで仕事をやつたので別に今日のように八時間

労働などということではなく、時間は気にして  
いかなかったと古老は語っている。

賃金については、明和三年当時の町大工の  
賃金は棟梁で式匁七分、上大工式匁六分、中  
大工式匁四分、下大工式匁五分に格付けされ  
ていたが、その後はつきりした資料がなく推  
定になるが安政五年(一八五六)当時は十匁  
内外とみられ、文久四年(一八六四)には上  
大工で四匁五分の値上げを申請しているから  
十五匁内外となり、明治元年に十七匁になっ  
ている。在大工の賃金は享和二年(一八〇二)  
の笹部村の庄屋奥野伊右衛門家の普請諸入用  
帳によると当時の大工で一日壹匁六分から七  
分であつて他の時期の資料を欠くので比較で  
きない。

前記には何れも飯料ないし食事が供される  
からもう少し実収があつたものと推定できる。

〔大工仲間の推移〕

商業資本の攻勢によって、大工仲間の固い  
結束に段々風当りが強くなつてくることは当  
然で、需要側からすれば建築を急ぐ場合に正  
規の大工の手空きばかりを待つていられない  
株により特権化した大工の数も少いのだから  
自然頼んでも着手までに日数がかかる。そこ  
で他所大工や素人大工(無株)、桶屋、指物

大工が呼ばれて建築を請負うようになる。或  
はまた正規大工も手伝大工は仲間内で助け合  
うことになつていくが、互いに多忙のときは、  
前記の素人大工その他を使用するようになる。  
弘化三年(一八四六)には、

仕事手支之節中間内ニ而頼合繰合いたし  
相并可申事

若内ニ而桶屋素人様之者相頼背規定候者  
者年行司より式貫文科料急度取立可申候  
事

として規定を設けて規制したが効果は上らな  
かつた。

このようにして商業資本のために大工仲間  
の結束にヒビが入り始め、賃労働者が増えは  
じめ、大工自体も特権職人の地位から引きず  
り落されるようになってきた。

明治に入り上からの株は廃止になり特権職  
人としての仲間は解散させられたが、仲間の  
結束は新たな形で進展していった。家柄や経  
済力のすぐれている者は棟梁となり、そうで  
ない者は雇われ大工として働くようになる。  
また徒弟の年季は昔と替らず十二才から二十  
才になるまで親方のもとに起居し修業するこ  
とは同じで、親方に認められれば仲間の取締  
にお願いして大工株を金五円で買い仲間に入

れてもらう。明治二十三年から弟子をおく場  
合も弟子株一人二円で株券を買い仲間に入れ  
てもらつた。弟子から一人前の大工になるに  
は不足分だけ足して昇格した。

このように新しい形の仲間も江戸時代と多  
少違う程度でやはりギルド的な内容を多分に  
残し、徒弟が組合を結成して親方に抗すると  
いうことはなく、ひたすら一人前になるまで  
苦勞をした。仕事も大工仲間一本で請負い、  
仲間の大工に廻すようにしていた。こういっ  
た形の仲間が戦争中まで続いたのである。  
他にも種々あつて詳述しなければならぬ  
が今回はこれで打切り、後日の建築組合誌を  
参照していただくことにする。



由良川の大洪水に伴なう

桑飼下集落の移転とその後の変貌

△まえがき▽

由良川に於ける大洪水の記録は実に古く、  
既に大同元年(八〇六年)八月晦日の大洪水  
には加佐郡被害甚だ死者多し、租調を免すの  
記録が見出され、由良川流域の住民にとつて  
は洪水は云はゞ宿命的な要素として、今日ま  
で引継がれて来たの感が無いでもない。殊に特  
殊の地域現象として我々の目を捉えるものは  
幾つかに分類出来る山脚集落、段丘集落、崖  
集落や谷奥集落等の構成であつて、耕地の  
水害の激甚さもさること乍ら、過去に於ては  
屢々集落の移転も極めて小規模ではあつたに  
しても行なわれて来たものと類推が出来る。  
その体験的な構成こそは、由良川住民の苦難  
の歴史を物語っているのではあるまいか。  
筆者等は卑近な例として明治四十年の大洪  
水と舞鶴市桑飼下集落の移転の模様を回顧し  
て記録し、失われつつある遺跡と伝承を後世

に残したいと希うものである。

△桑飼下の河畔集落と大洪水▽

今仮に明治四十年以前に桑飼下の集落を離  
れた人が、こゝに突然帰郷するとしたら、先  
ず人家、そして土地の一変に驚き且つ慄き、  
恐らく今浦島が再現するに相違ない。それ程  
に此の桑飼下集落は過去六十数年間に洪水対  
策として大きな変貌がなされたのである。

筆者の一人竹原は明治四十年大洪水時に於  
ける元の桑飼下集落の居住者で現在山脚の集  
落に移転している。当時の集落を回想するに、  
戸数は六十七戸、長さは約四〇〇米もあつて  
街道は街並の中央を道幅約一間半(二米七〇)  
を以て貫いていた。そしてこの街道は往昔  
よりの大阪への順路であり、藩政時代の参勤  
交代の道であり、村人等の上下往還の幹線の  
役を果していたのであつた。当時の居住者の  
職業を拾つて見るに、

竹原 和市郎  
杉本 嘉美

【商業家屋の業態】

職種の内訳	戸数	職種の内訳	戸数
傘修理	1	菓子製造	1
傘提灯製造	1	日用品商	1
屋根葺	2	下駄屋	1
庭園治	1	桶腐屋	2
鍛冶業	2	豆馬商	2
按摩結	1	牛靴屋	1
米飲食	1	木挽師	1
飲宿	1	漁業	1
酒造	1	高瀬舟運搬業	2
		計	27

二十七戸の約半数に近いものは、可成り兼  
業的な色彩はあつたにしても商業を営んでお  
り、明治四十年頃の商業の細分化の極めて動  
い時代に典型的な宿場街を形成していたこと  
は一驚に価する。その理由となる主なるもの  
は、この集落には水上輸送の大蒸気、小蒸気、  
高瀬舟の船着場があり、古くより高瀬舟運搬  
業の職業も見られること、牛馬商二の職業に  
も見られる季節的な牛市があつた事等が挙げ  
られる。そして牛の「川筋桑飼市」には遠く  
若狭・丹波・但馬方面からの牛馬商が絶えず  
出入して活況を呈したとは今なお語り伝えら  
れている。対岸集落の交通について述べると、  
以前は集落の端に昔より渡し守を職業とする